農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和7年10月24日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	加美町	月崎	昭和	53	10年
2	加美町	月崎	昭和	54	10年